

熊本市農業委員会総会議事録

1 日時 平成25年5月8日(水)午後3時00分 招集

1 場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

1 出席委員49名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	6番 藤岡 照代
7番 宮本 隆幸	8番 林田 智博	9番 角居 登
10番 瀧口 幸司	11番 森 日出輝	12番 杉本 清和
13番 村上 義博	14番 綱田 稔	15番 村中 英次
16番 南 順二	17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄
19番 春口 豊徳	20番 田中 求	21番 山口 謙藏
22番 松村 造酒夫	23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢
25番 牛嶋 弘	26番 渡辺 智明	27番 麻生 隆弘
28番 園田 操	29番 村上 智弘	30番 澤田 公俊
31番 村上 正春	32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆
34番 一木 文雄	35番 上田 守王	36番 北口 和皇
37番 古川 盛康	38番 吉田 一幸	39番 梶永 築
40番 西川 秀文	41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄
44番 志柿 茂喜	45番 内田 康喜	46番 前田 道弘
47番 藤本 照義	48番 田上 義則	49番 清田 政敏
50番 上田 芳裕		

午後3時00分 開会

高橋補佐 ただいまから、平成25年度第2回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中49名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

森 日出輝会長 皆さん、こんにちは。本日は皆さんお忙しい中に、平成25年度第2回農業委員会総会に多くの出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画等の審議が主なものとなります。総会の審議がスムーズに進行できますように皆様のご協力をお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

高橋補佐 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長（森 日出輝会長。以下、表記を省略する。）

それでは、議事に先立ちまして、議席についてお諮り申し上げます。
5月1日付で熊本市議会推薦による市長選任農業委員として、税所史熙委員が承認されておりますので、ご紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

そこで、議席につきましてお諮りいたします。選任された税所委員は熊本市議会推薦の坂田誠二前委員の議席番号の1番を議席番号としたいと存じますが、いかがいたしましょうか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、税所委員の議席を1番に決定いたします。

なお、地区委員会につきましては、中部・東部地区を担当していただくこととなります。

それでは、ここで税所委員のご挨拶をお願いいたします。

1番 税所史熙委員

皆さん、こんにちは。議会から送られてきてまいりました税所と申します。北部の坂田議員の後釜でございますので、よろしくお願いいたします。住まいは秋津校区におりますので、東部地区のほうでお世話になります。ここ2年間よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りますが、会議に入るにあたり、総会次第の3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者に、30番の澤田公俊委員と31番の村上正春委員を、書記に北区分室の上村幸一参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで、8件となっております。追加議案農地移動適正化あっせん基準における基準面積の変更についてでございます。

議事に入ります前に、議案の訂正、申請取り下げなどがあるようございますので、事務局より説明をお願いいたします。

村上主幹

それでは、議案別冊の訂正、それから取り下げのほうがございますので、よろしくお願ひします。

初めに、取り下げですが、1ページの3番、4番が取り下げです。それから、同じく取り下げですが、6ページになります。6ページの27番、それから次の28番ですが、こちら取り下げとなっておりますので、取下げでお願いいたします。それから、取り下げのほうがもう1件ございまして、12ページになります。12ページの3番、こちら取下げ願ひがございまして、取り下げでお願いいたします。

それから、訂正箇所です。初めに6ページをお開きください。6ページの30番ですが、こちらの世帯員数7名(3名)とありますが、7名のほうを6名に訂正をお願いいたします。7名を6名に訂正をお願いいたします。続きまして、12ページです。12ページの1番ですが、こちらの番号のところに賃借権の賃とありますのを、所有権の所に訂正をお願いいたします。1番の賃借権の賃を所有権の所に訂正をお願いいたします。それから、次のページになります。6番ですが、6番の譲受人の住所が中島町949番地となっておりますのを中島町1581番地に訂正をお願いいたします。それから、同じく6番ですが、農地区分、こちら3種農地となっておりますが、こちらは2種農地に訂正をお願いいたします。次に、後ろのほうになりますが、93ページをお願いいたします。93ページの3番ですが、こちら願出人の生まれ年、23年生まれとなっておりますが、こちらを33年に訂正をお願いいたします。23年を33年に訂正をお願いいたします。それから、同じ3番ですが、期間の欄、期間の上のほうですが、平成18年129月となっております。こちら12月の誤りです。12月に訂正をお願いいたします。それから、次のページ、94ページですが、94ページの8番です。8番の願出人、生まれ年、34年とありますのを24年に訂正をお願いいたします。正しくは24年生まれです。あと第7号議案の条件設定のほうですが、こちらに訂正がありまして、こちら事務局の北嶋係長のほうから説明がありますのでよろしくお願ひします。

北嶋係長

第7号議案の訂正を説明いたします。

ページが戻ります。20ページをお開きください。20ページに農用地利用集積計画の表ございまして、こちらのほうの20ページの表はお手元のほうの1枚紙にあります集積計画(2号)に差し替えをいたします。20ページの表は斜線を引いていただきまして、こちらのほう1枚紙のほうで説明いたします。20ページは1枚紙で説明いたします。続きまして、ページがこちら26ページになります。案件が9番の案件になります。右から3番目の升目のところの契約期間ですが、こちらが10年となっておりますのを5年に訂正をお願いいたし

ます。あと終わりのほうが平成35年となっておりますのを平成30年に訂正をお願いします。26ページの9番ですが、契約期間を5年、そして平成30年と訂正をお願いいたします。続きまして47ページをお開きください。47ページの37番の案件になります。こちらも右から3番目の升目の契約期間ですが、こちら1ヶ月となっておりますが、こちらを3年に訂正をお願いいたします。そして、終わりのほうを平成28年で訂正をお願いいたします。1ヶ月となっておりますのを3年で訂正をお願いいたします。あと終わりの年を28と訂正をお願いいたします。続きまして73ページになります。73ページの一番下の116番の案件になります。こちらのほうの利用権を設定する土地の所在地、ちょうど真ん中のラインになりますが、こちら2筆ございまして、一番下のほうの内田町2011に訂正をお願いいたします。1985をお願いいたします。こちらのほう内田町字東築籠、東というのは東西南北の東で、築籠というのは、ちょうど上の1筆のほうに字がございますが、建築の築に籠と書きまして、東築籠をお願いいたします。字東築籠1985に訂正をお願いいたします。そして、面積が84㎡となっておりますところを6,051㎡、6051とお書きください。よろしくをお願いいたします。以上で7号の議案の訂正の説明を終わります。

議長 それでは、議事に入ります。

初めに第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請38件でございますが、3番、4番、27番、28番が取り下げ。21番が競売、24番が公売の結果方向ですので、審議案件は32件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは1番をお願いします。

36番 北口和皇委員

1番につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

経営拡張のための取得でございまして、譲受人は主に米を作っておられる専業農家でございます。今回の申請地につきましては、所有農地の隣接地でございまして、取得後は、所有農地と同様に米の作付けを予定されておりますので、周辺との調和という点に関しましては問題はないものと判断いたしました。

以上のようなことで、地区委員会におきましては、農地法第3条第2項、各号のいずれにも該当しておらず、申請は妥当であると協議結果でございます。審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きますして2番。

47番 藤本照義委員

2番と5番と6番について地区委員会の協議状況をご報告いたします。

2番は所有権移転の申請で、経営拡張のために取得です。譲受人は養豚業を営んでおられ、取得後は飼料作物の作付けを予定されています。

次の5番につきましては、神水1丁目に本店を置く重光産業株式会社さんからの申請で、次のページの6番と関連です。一般法人による農業参入で、5番、6番合わせまして3筆5,623㎡の畑に解除条件付の賃借権の設定をされるものです。本件につきましては、地区委員会へのご出席をお願いし、聞き取り調査を行いました。営農計画等などについてお伺いいたしました。重光産業につきましては、皆様もご存じかもしれませんが、麺類の製造販売、ほかにフランチャイズチェーンシステムによるラーメン店のチェーンの加盟店募集及び、加盟店の経営指導などの事業を営まれていますので、今回の申請につきましては、自社消費用のニンニクを作付けされるということです。また、今後は農業生産法人を設立し、ニンニクと同様の自社消費用のタマネギ、ニラ、キャベツなどの生産を考えていることでした。

以上3件、先日の地区委員会での協議の結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号に該当しておらず、申請は妥当だと協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、2番。3番、4番は取り下げでございまして、5番、6番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きますして7番。

37番 古川盛康委員

7番から8番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いた

します。

7番は、用地買収による代替地の取得です。譲受人は主に水稻を栽培されている兼業農家で、許可後も水稻を栽培される計画です。

8番は、経営拡張による所有権の移転です。譲受人は主にミカンを栽培されている専業農家で、許可後もミカンを栽培される計画です。

以上2件、先の地区委員会で協議し、農地法第3条第2項の各号について検討した結果、申請は妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より7番、8番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に9番ですが、この件につきましては、私が譲受人となっておりますので、農業委員会法第24条1項の規定により、議事参与制限により9番の案件の審議が開始から終了まで議場を退室させていただきます。なお、この間の議事の進行につきましては、副会長の宮本議長でご審議をお願いします。それでは宮本副会長よろしくお願いたします。
（議長交代。森会長退室）

議長 　　副会長の宮本でございます。
森会長退室の間、議長を務めさせていただきます。それではよろしくお願いたします。それでは議事に入ります。地元説明お願いたします。9番からです。

37番 古川盛康委員

ご審議いただきます。9番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

9番は、経営拡張による使用貸借権の設定で、契約期間は3年間で、借人は主に水稻を栽培されている兼業農家で、許可後も水稻を栽培される計画です。

以上1件、先の地区委員会で協議し、農地法第3条第2項の各号について検討した結果、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はありませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、森会長に入室をお願いします。
(森会長入室。議長交代)

議 長 それでは、10番のほうよろしく願いいたします。
地元委員、10番よろしく願いいたします。

37番 古川盛康委員

引き続き10番から12番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番と11番は関連です。いずれも贈与による所有権移転です。譲受人はお勤めの傍ら農業を手伝っておられまして、今回ご両親からの贈与を受けられます。申請地は全て水稻を栽培されておられ、許可後も水稻を栽培される計画です。

12番は経営拡張による所有権の移転です。譲受人は水稻と露地野菜を栽培されている専業農家で、許可後も水稻と露地野菜を栽培される計画です。

以上3件、先の地区委員会で協議し、農地法第3条第2項の各号について検討した結果、申請は妥当と判断しました。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、10番から12番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして13番。

12番 杉本清和委員

13番から17番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを作られる専業農家で、許可後の申請地にもミカンを作られる予定です。

14番も同じく経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを作られる専業農家で、許可後の申請地にもミカンを作られる予定です。

15番、16番は関連で、経営拡張のため父から使用貸借される申請です。15番、16番の譲受人はご兄弟で、昨年11月に独立就農され、現在、北区植木町の農地にミカンを作られております。今回、父から借り受けられる申請地にもミカンを作られる予定です。

17番は年金受給継続のため、同居の後継者へ使用貸借の再設定をされる申請です。許可後の申請地には、ミカン、梨のほか梅を作られる予定です。

以上6件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、13番から17番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして18番。

44番 志柿茂喜委員

18番から20番までについて、先日の地区委員会で協議状況を報告いたします。

18番は譲受人が経営拡張のため売買による所有権移転をされる案件です。譲受人は主に米づくりをされており、この申請地にも米を栽培される計画です。

19番は独立就農をされる案件です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画、農業機械、予定販売先等の聞き取りを行い、借借人が農業への熱意と計画を持ち、地域との調和を図りながら就農をされることを確認いたしました。借借人の2人は、農作業歴が3年あり、今回夫婦で独立されて申請地を耕作されるものです。許可後は、露地野菜と水稻を栽培される予定で、「人・農地プラン」に位置づけられる青年就農給付金を活用しての農業経営を目指しておられます。ただ、この案件は、南区での耕作面積が50アール未満で、就農の規定面積には足りませんが、同借借人は北区の案件である3条、33番でも申請されており、合わせれば要件を満たす面積7,746㎡になります。当地区委員会では、面積を除けば不許可要件に該当しないと判断されますが、この案件の決議は北区の案件とあわせて決議をお願いいたします。

20番の貸し人は兼農であるため、経営縮小を計画され、認定農家の借り人に経営拡張のため使用貸借権の設定をされる案件です。借り

人は米づくりを中心に、施設及び露地野菜の栽培をされており、この申請地には米を栽培される計画です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、19番案件を除いた意見について、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、18番から20番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

19番については関連案件の33番の地区委員会での協議報告に基づき決定することといたします。

続きまして22番、お願いします。

28番 園田操委員

22番、23番について、先日の地区委員会での協議を報告します。

22番は富合町の3,046㎡について、富合町にお住まいの譲受人が経営拡張のために取得されるものです。譲受人は、米、麦、メロンを作付けされており、申請地においても米を作付けされる予定です。全農地について耕作されており、周囲との調和も図れることを確認しております。

23番は農業者年金受給継続のために、使用貸借の再設定をされる申請です。借り人は米を作られる兼業農家で、許可後も米を作付けされる予定です。全農地について耕作されており、周囲との調和も図られていることを確認しております。

先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、22番から23番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして25番。

20番 田中求委員

25番につきましては、経営拡張のために農地を取得されるものです。譲受人は水稻を作付けされている農家で、許可後も同様に水稻を作付けされる予定です。また、現在お持ちの農地については、譲受人自ら耕作されており、地域との調和を図られていることを地元委員が確認しております。

26番につきましては、一般法人が農業へ参入する申請です。賃借人は主に農産物の加工販売業務を取り扱っている会社で、自社で生産した安心・安全の農産物を消費者に届けることができるように農園を開設し、生産から販売まで一貫して行えるよう事業を拡大するために、今回農地を借りる申請をされるものです。先日の地区委員会において本人に出席をいただき、事業計画等を聞き取りし確認いたしました。申請地にはキャベツ、ハウレンソウ、レタス、ブロッコリーを作付けされる予定です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、25番から26番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することにいたします。27番、28番は取り下げて、29番。

40番 西川秀文委員

29番から33番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

29番は譲受人が耕作の便宜上農地を取得される申請です。申請地は30年ほど前に当事者間で売買契約を交わされましたが、農地法の許可手続がなされていなかったため、今回申請されたものです。既に現状は譲受人の農地の一部になっております。許可後は水稻の作付けをされます。

30番から32番は関連です。借り人が独立就農のために、30番は使用貸借、31番と32番は賃借される申請です。借り人は農業高校卒業後、農業試験場の研修所で研修をし、親元で就農されておりましたが、今回独立して営農を開始されるために申請されたものです。先日の地区委員会に出席を願い、聞き取り調査を行いました。営農計画などについては何ら問題ないことを確認いたしました。許可後は、スイカと水稻の作付けをされるそうです。

33番は南区南部・飽田地区にて審議された19番との関連案件で、借り人ご夫婦が独立就農のために農地を賃借される申請です。借り人はこれまで農業生産法人に就業されておりましたが、今回独立して営農を開始されるために申請されたものです。先日の地区委員会に出席を願い、聞き取り調査を行いました。営農計画などについては何ら問題ありませんでした。南部・飽田地区の審議内容とあわせて協議し、下限面積も上回り問題ないことを確認いたしました。許可後はタマネギの作付けをされるそうです。

以上、先日の地区委員会での協議の結果、いずれの申請も農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可の要件を満たしていることを確認されております。ご審議の方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、29番から33番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、33番につきましては、先ほどの報告に当たりまして、19番とあわせて許可することにいたします。
　　続きます34番。

23番 梅田義弘委員

34番から38番について、地区委員会での協議状況を報告します。

34番は経営拡張のため農地を賃貸借する申請です。借り人は水稻を作っている農家で、許可後は水稻を作られる予定です。

35番は農業者年金受給継続のために使用貸借の再設定をされる申請です。借り人は水稻と施設野菜を作っている農家で、許可後も水稻と施設野菜を作られる予定です。

36番は経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は水稻と露地野菜を作っている農家で、許可後は水稻を作られる予定です。

37番は後継者である子どもへ贈与する申請です。譲受人は水稻と施設野菜を作られる農家で、許可後も水稻と施設野菜を作られる予定です。

38番は経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は水稻と施設野菜を作っている農家で、許可後は水稻を作られる予定です。

以上5件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、34番から38番について地元委員より報告ございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして第2号議案、競売買受適格証明願、耕作目的会許可分1件でございます。地元委員の報告につきましては、農地法第3条の許可基準に基づき地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは1番お願いします。

44番 志柿茂喜委員

1番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は耕作目的による買受適格証明願です。願出人は、現在5,821㎡を耕作されており、経営内容は水稻栽培が主であります。今回の公売地には、水稻と麦を作付けされる計画です。また、全農地について耕作されており、地域との調和を図られていることを地元委員が確認しております。

以上、先日の地区委員会で慎重に検討した結果、願出人を適格者であると判断いたしました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告ございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり適格者であると決定いたします。なお、願出人が最高価格申出人となられた場合の農業委員会へ農地法第3条の許可申請が提出されますが、申請書の提出におきまして、その内容が競売買受適格証明の交付時と異なっていないと会長が認めるときは許可証を交付してよろしいかお伺いいたします。ご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、そのようにいたします。続きまして第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは1番お願いします。

47番 藤本照義委員

1番につきまして、地区委員会の協議状況をご報告いたします。

1番は共同住宅への転用申請です。4月26日の地区委員会で、現地調査を行いました。農地区分につきましては水道管、下水道管の埋設された道路の沿道に位置しており、近隣には複数の教育施設、医療施設があることを確認いたしました。本件農地は第3種農地であることを判断いたしました。また、周囲の状況につきましては、東側が農地と隣接していたために申請人に確認したところ、所有者とは調整済みで、同意も得られています。土地利用計画は共同住宅2棟の建築と、駐車場12台分、そのほか緑地帯などに利用されている計画です。工事は平成25年12月25日の完成を予定されています。造成費及び建築費の調達方法については融資により賄われる計画で、融資証明書により確認済みです。排水につきましては、雨水は敷地内の浸透枘を設置し、オーバーフロー分は南側の道路側溝へ放流されます。また、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続放流される計画で問題ないと判断いたしました。なお、本件は開発許可が必要になりますが、同時に手続中であることを確認しております。

以上のようなことで、地区委員会といたしましては立地基準、一般基準のいずれも満たしているものと判断し、申請は妥当だと協議結果でした。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして2番。

37番 古川盛康委員

2番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は植林への転用申請です。申請人は昭和53年に申請地を相続されておりますが、その時点では既に植林されており山林として管理されておりましたが、今回植林の申請をされるものです。場所は金峰山の中腹に位置し、山林が連なっており、利用計画は杉が100本ほど植えられております。農地区分は中山間地の小集団の農地で、第2種農地と判断しました。周辺の状況は、東側に農地がありますが、所

有者からは同意が得られております。今回の申請に当たり、山林の状態で相続されたとはいえ、無断転用状態でありましたので、今後このようなことがないようにする旨の顛末書が添付され、本人も深く反省されておりますので、今回の申請はやむを得ないものと判断しました。

3番は貸駐車場への転用申請です。利用計画は申請地の隣には流通業務施設があり、その職員用駐車場として貸される計画で、敷地面積1,130㎡に43台分の駐車スペースを設置されます。農地区分は10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。排水計画は雨水のみで、地下浸透、オーバーフロー分は西側水路へ接続放流される計画です。資金計画は造成費用のみで、全て自己資金で賄われ、残高証明書で確認済みです。周辺の状況は、東側に田がありますが、所有者からは同意が得られております。

4番は共同住宅の転用申請です。申請地の周辺は宅地化が進み需要が多いため、共同住宅建築を計画されました。農地区分は集落内開発制度指定区域内に位置し、10ha未満の小集団の農地で、隣接の道路には上、下水道管が埋設され、近隣には学校と病院が複数あることから、第3種農地と判断しました。排水計画は、雨水については浸透枘を設置し、オーバーフロー分は市道側溝に接続放流される計画です。汚水、雑排水については、北側市道の公共下水道に接続放流される計画です。資金計画は、全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。周辺の状況は、東側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、2番、3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きますして5番。

46番 前田道弘委員

5番、6番について地区委員会での協議状況を報告します。

5番は、貸駐車場の申請です。申請地に隣接しているデイサービス

施設から駐車場が不足しているということで、農地所有者と協議され、今回の申請をされました。農地区分につきましては、調整区域内におおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は、農地法施行規則第33条第4号の集落に接続して設置されるものに該当すると考えます。よって不許可の例外規定に該当するものと判断しました。現地の周囲は、西側と南側は宅地、北側と東側は農地と接していますが、隣接農地所有者の同意は得てあります。転用面積については貸駐車場25台分として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透処理する計画です。工事期間は6月1日から7月31日の2ヶ月間の予定で、許可後速やかに転用されることを確認しております。

6番は植林の転用申請です。申請人は、昨年、申請地を相続されましたが、40数年前より植林されており、山林として管理されておりましたので、今回植林の申請をされるものです。申請地は、小集団の農地であるため、第2種農地と判断されます。既に周囲の山林と一体化としており、現状のまま使用されるため、工事等の予定はありません。現地の状況は、東、西、北側は山林、南側は里道を挟んで農地と接していますが同意は得てあります。近接する農地に影響のないように管理をされるよう指導いたしました。排水計画は雨水のみで、敷地内で地下浸透処理されます。申請人よりこれまで転用申請がなされず反省しているとの顛末書の提出がなされております。

以上2件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、5番、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

21番 山口謙藏委員

6番の植林のことでちょっとお尋ねします。これは、何年ぐらい木を植えてたっているんですかね。

46番 前田道弘委員

40年ぐらいです。

21番 山口謙藏委員

40年。今から植えられるんじゃないわけですね。

4 6 番 前田道弘委員

はい、これは顛末書が出ておるわけです。申しわけございませんでしたということで。

2 1 番 山口謙藏委員

周囲に農地はないわけですね。

4 6 番 前田道弘委員

南側に1筆あります。

2 1 番 山口謙藏委員

同意も。

4 6 番 前田道弘委員

とってあります。

2 1 番 山口謙藏委員

一応、この植林のことで2番でも出ましたけど、一応、農地にはかからんこととということで。もう、昔から山になってしもとるもんだけんですね、一応、今度は、これで、植林で山にして、次は宅地に代わるかもしれないわけですね。

4 6 番 前田道弘委員

はい。

2 1 番 山口謙藏委員

地目変更するにはですね。もう、先代が植えているんでしようがなかとですね。今から植えられるとじゃなかろうと思いますが、結果的にですね。

4 6 番 前田道弘委員

はい。もう、杉が植えられて40年たっておりまして、この農地の南側も植林されるということであれば、恐らく許可は出さないと考えますが、北側でございますので、もう、日陰にも何もならず、影響はないというような判断でございます。

2 1 番 山口謙藏委員

わかりました。

議 長 　　ただいま、5番、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請29件でございましたが、3番が取り下げますので、審議案件は28件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは1番お願いいたします。

47番 藤本照義委員

　　1番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

　　1番は所有権移転による駐車場への転用申請です。社会福祉法人白川園は申請地の隣に特別老人ホーム「白川の里」を運営されています。現在、この施設の増改築を進めていますが、完成後は職員の増員と利用者の増加が見込まれ、また現状も駐車場が不足していることもあり、今回の申請に至ったものです。4月26日の地区委員会で現地調査を行いまして、農地区分につきましては10haを超える一団の農地の区域内に位置していることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地につきましては、原則不許可となるわけですが、本件は申請に係る農地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当しており、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。また周囲の状況といたしましては、西側が農地と隣接していましたので確認したところ、所有者と調整が済み、同意も得られていることでした。土地利用計画は駐車場として75台分のスペース及び道路としての利用を計画されておりまして、工事は平成25年10月30日の完成予定です。土地取得費及び造成費など資金調達につきましては、全額自己資金により賄われる計画です。残高証明書で確認しています。排水につきましては雨水のみになりますが、施設内を砂利舗装として自然浸透で処理される計画です。

　　以上、先日の地区委員会で現地調査を行い協議した結果、立地基準及び転用の確実性などの一般基準についてはいずれも許可基準を満たしており、申請は妥当だと判断いたしました。ご審議方よろしく願います。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして2番。

37番 古川盛康委員

2番と4番から6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は現在神戸にお住まいで、熊本へ帰省して移住されるため住宅の新築を計画されました。農地区分は集落内開発制度指定区域内に位置し10ha未満の小集団の農地で、隣接の道路には上、下水道管が埋設され、近隣には学校と病院が複数あることから第3種農地と判断しました。排水計画は、雨水につきましては集水枡を設置し、オーバーフロー分は北側道路の側溝へ接続放流、汚水、雑配水につきましては、東側道路の公共下水道へ接続放流される計画です。資金計画は全て自己資金で賄われ、残高証明書で確認済みです。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

4番も個人住宅建築による所有権移転です。申請人は借家住まいで、子どもの成長に伴い手狭となったため、住宅の新築を計画されました。農地区分は集落内開発制度指定区域内に位置し10ha以上の広がり、営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。排水計画は、雨水については集水枡を設置し、オーバーフロー分は西側市道の側溝へ接続放流。汚水、雑排水については西側市道の公共下水道へ接続放流される計画です。資金計画は全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。周辺の状況は東側、北側、南側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

5番は個人住宅建築による使用貸借権の設定です。申請人は現在借家住まいで、子供の成長に伴い手狭になったため、父が所有する申請地に住宅の新築を計画されました。農地区分は10ha以上の広がり、営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。排水計画は、雨水については集水枡を設置し、オーバーフロー分は南側水路へ接続放流。汚水、雑排水については西側市道の公共下水道へ接続放流される

計画です。資金計画は全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。周辺の状況は北側に農地がありますが、申請人の父親が所有者であるため問題ないものと考えます。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

6番は介護施設建築のための所有権移転の申請です。申請人の有限会社モトム総合企画は福祉施設の建築運営を行っている会社で、今回申請地に小規模多機能型居宅介護事業所の建築を計画されたものです。土地利用計画は約300㎡の建物と、18台分の駐車スペース、それに入所者用の家庭菜園を6区画設置される計画です。農地区分は集落内開発制度指定区域に位置し10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断しました。排水計画は、雨水については敷地に西側と北側にU字溝を設置し、西側市道の側溝へ接続放流。汚水、雑排水については北側市道の公共下水道へ接続放流される計画です。資金計画は、自己資金と融資で賄われ、残高証明及び融資証明で確認済みです。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

以上4件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、2番、4番、5番、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きますして7番。

4 4 番 志柿茂喜委員

7番から16番について、先日の地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番は南区田迎の株式会社松栄パナホーム熊本が建売住宅建設のため所有権移転される申請です。農地区分は市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、県道並建熊本線に近接する農地で、集落内開発制度指定区域内にあり、交通の便がよく、住宅、商社等も多く、住宅地としての需要が多い場所として設定されたものです。この申請地に8棟の建売住宅を建設される計画で、転用面積につきましては田の2筆、合計1,982㎡であるため妥当と判断しました。他の法令に関する許可については開発許

可が必要になりますが、事前審査の回答書も添付されています。資金計画については自己資金により賄われる計画で、残高証明書により確認しております。また、被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水計画は市上水道より給水、排水について、雨水は地下浸透させ、オーバーフロー分は南側道路側溝へ放流。汚水及び生活雑排水は公共下水道へ接続するよう計画されています。周辺の状況は、東が農地と宅地、西が農地、南が道路、北が水路で、隣接する農地の所有者の同意を得ておられます。工事期間は平成25年5月2日から平成26年7月2日までの約1年2ヶ月間を予定されております。

8番から12番までは関連で、これは東区新外のファミリーステージ株式会社が建売住宅建設のため所有権移転をされる申請です。農地区分は市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は住宅街に近接し、住環境が整った区域で、今後、建売住宅の需要が十分見込まれるため計画されました。これらの申請地に11棟の建売住宅を建設される計画で、転用面積につきましては、田の6筆、合計2,766㎡であるため、妥当と判断しました。他の法令に関する許可については開発許可が必要になりますが、関係部署との協議はなされています。資金計画については借入金により賄われる計画で、融資証明書により確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水計画は市上水道より給水、排水については、雨水は集水して新設の道路内側溝より中央部水路へ放流。汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を設置し、道路内側溝から北側水路へ放流される計画です。周辺の状況は、東、西が農地、南が道路、北が水路で、隣接農地の所有者の同意は得ておられます。工事期間は許可日から平成26年3月31日までの10ヶ月間を予定されております。

13番は山口県宇部市に本店を持つ飲食業株式会社真心がラーメン店建設のため賃貸借権を設定される申請です。農地区分は市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は国道266号線に接続する農地で、集落内開発指定区域内にあり、交通の便利がよく、住宅、商社等も多く、集客に適した場所として選定されたものです。この申請地に店舗1棟、駐車場16台分を建設される計画で、転用面積につきましては田の1筆、合計932㎡であるため、妥当と判断しました。他の法令に関する許可については開発許可が必要になりますが、事前審査の回答書も添付されています。また、資金計画については自己資金により賄われる計画で、残高証明書により確認しております。被害防除につきましては、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水計画は市上水道より給水、排水について、雨水は浸透枡を設置し、オーバ

オーバーフローは東側水路へ放流。汚水及び生活雑排水は公共下水道へ接続放流するよう計画されています。周囲の状況は、東と南が水路、西と北が宅地で、周囲に農地はありません。工事期間は平成25年6月1日から平成26年6月1日までの約1年間を予定されています。

14番は福岡市博多区に本店を持つ西部瓦斯株式会社がガス整圧器ガバナを設置するため、賃貸借権の設定をされる申請です。農地区分は市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地の南側が土地区画整理の造成工事が行われており、来年完成後の住宅建設約650戸が見込まれ、ガスの供給が必要になるため計画されたものです。転用面積は田1筆の33㎡で、ガバナ1基の設置です。資金計画については自己資金により賄われる計画で、残高証明書により確認しております。また、被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水計画はありません。排水について、雨水は敷地内で自然浸透させ、オーバーフローは東側水路へ放流。汚水及び生活雑排水はありません。周囲の状況は、東と南が水路、西と北が住宅で、周囲に農地はありません。工事期間は、平成25年6月1日から平成26年6月1日までの約1年間を予定されています。

15番は中央区平成の株式会社九建ホームが建売住宅建設のため所有権移転をされる申請です。農地区分は市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は主要地方道熊本港線に近接する集落内開発制度指定区域内にある農地で、交通の便利がよく、住環境も整っており、住宅の需要が多い場所として選定されたものです。この申請地に4棟の建売住宅を建設される計画で、転用面積につきましては、田の1筆、合計975㎡であるため、妥当と判断しました。他の法令に関する許可については開発許可が必要になりますが、関係部署への申請はなされています。また、資金計画については自己資金により賄われる計画で、残高証明書により確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水計画は市上水道より給水、排水については、雨水は浸透枡を設置処理し、オーバーフローは北側水路へ放流。汚水及び生活雑排水は公共下水道へ接続放流する計画をされています。周囲の状況は、東が農地、西と南が里道、北が水路で、隣接農地の所有者の同意は得られます。工事期間は平成25年6月1日から平成26年3月31日までの約10ヶ月間を予定されています。

16番は南区護藤町にお住まいの譲受人が駐車場設置のため所有権移転される申請です。農地区分は市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は県道畠口川尻線に近接する集落内開発制度指定区域内にある農地で、現在不足してい

る譲受人の駐車場を補うために十分な面積があり、自宅にも近く便利であるため選定されたものです。転用面積につきましては、畑の1筆、155㎡であるため、妥当と判断しました。資金計画については自己資金により賄われる計画で、残高証明書により確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水計画はありません。排水について雨水は自然浸透をさせ、オーバーフロー分は東側水路へ放流。汚水及び生活雑排水はありません。周囲の状況は、東と南が水路、西が道路で、北が畑、隣接農地の所有者の同意は得ておられます。工事期間は許可後から平成25年8月31日までの3ヶ月間を予定しております。

以上10件、先日の地区委員会で現地を確認し検討した結果、これらの案件は立地基準の面並びに立地条件転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面からも検討いたしましたところ、いずれも転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、7番から16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして17番。

33番 馬原清隆委員

17番から20番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番につきまして、借り人は所有者の息子で、施設園芸の専業農家ですが、年間通じての堆肥施用のため、作業効率性、輸送コストを考え、自宅近くに堆肥舎及び農業生産用資材庫を建設計画し申請されたものです。申請地は農業振興地域農用地区域に当たり、原則転用不許可ですが、先日堆肥舎及び農業生産用資材庫に用途区分変更が認められており、農用地利用計画に指定された用途への転用であり、不許可の例外と判断します。周囲の状況については、北側及び東側は水路に挟まれ、南側と西側は父親の所有です。水道は引かず、雨水は集水枡を設け北側水路に放流するように計画されており、排水同意も得られております。資金信用については自己資金によるもので、残高証明で確認しております。工事計画は、平成25年5月30日から6ヶ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるもの

と考えます。

18番から20番は関連で、譲受人は漁業を営んでおり、ノリの漁業用倉庫が老朽化して手狭になってきたため、自宅近くにノリの漁業用倉庫と漁業用水槽と従事者のための駐車場を計画し選定されたものです。農地区分としては宅地化の状況にあるため、第2種農地と判断されます。周囲の状況については、西側は宅地、北側は道路、南側は水路に挟まれ、東側農地所有者の隣接同意は得られております。水道は引かず、雨水排水は南側水路に放流するように計画されており、排水同意も得られております。資金については、両親からの貸付資金によるもので、残高証明も確認しております。工事計画は、平成25年6月20日から6ヶ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。先日の地区委員会において、本人立ち会いのもと現地調査確認を行い、立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、17番から20番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして21番。

28番 園田操委員

21番について、先日の地区委員会での協議を報告します。

21番の借り人は妻の父の所有する農地を使用貸借し、個人住宅を計画される転用許可申請です。借り人は現在アパート住まいであり、子供も大きくなり手狭になったため、個人住宅として転用許可申請されるものです。農地区分につきましては、10ha以上の一団の区域内にあるため第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当すると認められることから、不許可の例外事由に該当すると判断いたしました。農地を分断する転用ではありません。転用面積につきましては、木造平屋建て1棟の計画で、適正な面積ではないかと判断します。周囲の状況は、北と東側は貸し人所有の田、西側は宅地、南側は水路です。給水は既設の水道管より給水し、排水計画につきましては、雨水は集水枡を設置し南側水路へ放流。生活雑排水、汚水は市の下水道へ接続放流されます。

地元の排水同意も得られております。資金計画につきましては、残高証明書、融資証明書で確認できています。期間は、許可後平成26年3月末までを予定されており、速やかに目的どおりに利用されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地を確認し検討した結果、転用許可基準は満たされるものと判断しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、21番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きますして22番。

14番 網田稔委員

22番から24番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番につきましては申請人が個人住宅を建築されるものです。借り人は現在お住まいのお宅が市道改良工事により移転を余儀なくされ、移転先を検討された結果、借り人の妻の父親であり、貸し人所有の申請地での計画をされました。農地区分は10ha以上の農地の広がりがある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当すると認められることから、不許可の例外事由に該当すると判断いたしました。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。資金については計画を賄う額の道路改良工事移転に伴う補償金を充当されることを確認しております。給水計画については、ボーリングにより給水されます。排水計画については、雨水の処理は地下浸透処理して、オーバーフロー分は西側側溝へ放流し、生活雑排水、汚水は浄化槽にて処理し、西側側溝へ放流するよう計画されております。周囲の状況は、東西に隣接する農地はありますが、L字型擁壁を設置し、土砂流出、日照などには影響がないよう対策が図られることを確認しております。また、転用許可以外に開発許可が必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。工事期間は5月30日から来年5月30日までの1年間を予定いたしております。許可後は速やかに予定どおり転用されることも確認しております。

23番、24番については関連でありまして、太陽光発電設備の申

請です。借り人は、各種鋼材の加工販売から太陽光発電にかかわる製品の販売業を営んでおり、申請地が太陽光発電に適する南向きに開けた平坦な土地であり、設置するに大変便利であることから、借り人自らの施工技術を生かせることで計画されました。資金については計画を賄う額の融資証明が提出されております。農地区分については、農地の広がり小規模であるため、第2種農地と判断されます。転用面積については、太陽光パネル数3, 376枚、発電出力995.92kWでの工事計画により適正な面積ではないかと判断されます。排水計画については、雨水の処理は自然浸透を基本としますが、敷地内に浸透枡を設置し、雨水を処理するよう計画されています。また、地元の区長の排水同意も得られております。被害防除については、隣接する農地はありませんが、周辺に影響が出ないように対策が図られると確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地確認し検討の結果、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、22番から24番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして25番。

40番 西川秀文委員

25番、26番について、地区委員会での協議状況を報告します。

25番は譲受人夫婦が農地を取得し、個人住宅を建築される転用許可申請です。申請地はJR西里駅より300m以内の距離にあり、単独の農地であるため第3種農地と判断されます。譲受人は現在アパートにお住まいですが、お子さんの成長で手狭となられたことと、申請地が駅や小学校に近いこと、ご夫婦それぞれの勤務先の間で通勤の利便性もよいために隣接する宅地とあわせて申請地に住宅を計画されたものです。計画を賄う融資証明も提出されております。個人住宅1棟としては適当な工事期間、転用面積ではないかと判断されます。集落内開発制度指定区域内で開発許可が条件ですが、事前協議の回答書の提出もされております。現地の状況は、東、西、北側は道路、南側は宅地です。隣接する農地はありません。雨水は敷地内の集水枡で集水し、既存の排水路に放流されますが、排水同意が得られております。

汚水、生活雑排水は公共下水管に接続放流されます。

26番は借り人が申請地を貸借し、太陽光発電設備を設置される転用許可申請です。申請地は市街化区域に近接する宅地化の見込める小集団の農地であるため、第2種農地と判断されます。農地を分断する転用ではありません。借り人は太陽光発電による売電を目的に申請農地に計画し、申請されたものです。転用面積については、計画される太陽光発電設備の設置、保守関連に必要な面積で、工事期間も許可後平成25年8月末までに完了される計画で妥当ではないかと判断されます。また、費用は全て融資で賄われますが、融資決定書において確認されております。現地の状況は、東側は雑種地、西側は農地、北、南側は道路で、隣接する農地所有者とは協議も済み、同意も得られております。雨水の処理は敷地内で地下浸透処理をされ、オーバーフロー分については隣接の道路側溝に放流されます。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

以上2件、先の地区委員会においての現地調査、協議の結果、転用許可基準を満たされると判断されております。ご審議方よろしく願います。

議 長 　　ただいま、25番、26番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きますして27番。

27番 麻生隆弘委員

27番から29番について、地区委員会での協議状況を報告します。

27番は借り人の子供が大きくなり駐車スペースが手狭になったため、集落内開発制度指定地域にある借り人の父所有の申請地に宅地拡張の申請をされるものです。資金については計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分につきましては、調整区域内にあるおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は農地法施行規則第35条第5号の既存の施設の拡張に該当すると考えます。よって、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。現地の周囲は、西側は市道、北側は宅地、南側は申請の28番の農地、東側は貸し人の農地と接していますが、隣接地所有者の同意は得てあ

ります。農地を分断する転用ではありません。転用面積については、宅地拡張として適正な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては、集水枡より西側市道側溝へ放流する計画です。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られることを確認しております。また、転用許可以外に開発許可が必要となりますが、事前審査の回答書提出済みです。工事期間は6月20日から12月20日まで、6ヶ月間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

28番は借り人が現在住んでおられる貸家が手狭になったため、集落内開発制度指定区域にある借り人の祖父所有の申請地に個人住宅の建築の申請をされるものです。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分につきましては、調整区域内にあるおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は農地法施行規則第33条第4号の集落に接続して設置されるものに該当すると考えます。よって、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。現地の周囲は、西側は市道、北側は同時申請の27番の農地、東側と南側は貸し人の農地と接していますが、隣接地所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。転用面積については、個人住宅として適正な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては、集水枡より西側市道側溝へ放流。生活雑排水及び汚水については合併浄化槽で処理後同じく西側側溝へ放流する計画です。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られることを確認しております。また、転用許可以外に開発許可が必要となりますが、事前の審査の回答書提出済みです。工事期間は6月20日から12月20日まで6ヶ月間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

29番は太陽光発電設備の申請です。借り人は会社勤めで農業に従事する時間がなく、父である貸し人所有の申請地の有効利用を検討され、環境に優しい太陽光発電設備を計画されました。資金については計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側と西側は道路、東側は宅地、南側が農地ですが、隣接所有者の同意は得てあります。転用面積については太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては地下浸透処理されます。工事期間は6月1日から来年3月31日までの10ヶ月間の予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上3件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討し

た結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、27番から29番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして第5号議案、競売買受適格証明願、転用目的1件でございます。この願い出人につきましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは1番。

36番 北口和皇委員

1番について地区委員会での協議状況をご報告いたします。

願い出人は現在健軍1丁目の貸店舗で飲食店を経営されておりますが、店内と駐車場がともに手狭なため、願い出の土地を含め、今回一括して競売物件となっております。隣接の土地、約876㎡と建物を買受け、新たにご自分のお店を構えたいというご希望から、今回の競売に参加をされるものでございます。先日の地区委員会におきまして現地調査を行いました。現地は既に隣接する事務所の駐車場として利用されておきまして、取得後は現状のまま6台分の来客用駐車場として利用され、店舗につきましては、同時に買受け予定の既存の建物を改築して利用される計画でございます。そのようなことで、今回必要な費用といたしまして土地建物の取得費に加え、既存の建物の改築費用が必要となるわけでございますが、これらの資金の調達につきましては、自己資金と家族からの融資により賄われる計画でございます。この資金計画に対しましては、残高証明及び融資証明により確認いたしております。なお、願い出の土地につきましては、浜線バイパス沿いに位置しておきまして、農地区分は周辺の市街化の状況などから第2種農地と判断されます。

以上、先の地区委員会での協議の結果、本件につきましては立地基準、一般基準、いずれの転用許可基準も満たしており、願い出人の証明書の交付につきましては何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であることを決定いたします。なお、願い出人が最高価格申受人となり、農地法第5条の許可申請が提出された場合、その内容が競売買受適格証明書の内容と異なっていないと会長が認めたときは許可相当として農業会議へ諮問することによろしいかお諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。
続きまして第6号議案、土地法改良第3条による資格証明願でございます。1件でございます。地元委員の報告に当たりまして、参加資格について地区委員会での協議状況の報告をお願いします。
それでは1番お願いいたします。

36番 北口和皇委員

1番につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

熊本市長からの願い出でございまして、県営画図東部地区土地改良事業の施行承認申請のための土地改良法第3条による資格証明願でございます。事業の主な内容といたしましては、関連事業として現在整理中の画図南部排水機場とあわせて実施される排水路の整備工事で、その延長は1,600mということでございます。今回の事業の施行申請に当たり、受益地126.6haの地区内にある土地について、土地改良法第3条に規定する方たち245名の同意が得られたため、当委員会宛てに証明願い出が提出されたものでございます。先の地区委員会におきまして、この245名の同意者名簿を精査いたしましたところ、全員の方が土地改良法第3条に規定する資格者であることが確認できましたので、証明することについては何ら問題ないとの協議結果でございました。審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次に第7号議案でございます。この件につきましては事務局より内

容の説明をお願いします。

北嶋係長

第7号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてご説明いたします。お手元にお配りした、新たに差し替えました1枚紙の農用地利用集積計画(2号)をご覧ください。所有権移転から利用権設定の再設定まではこの1枚紙でご説明いたします。初めに所有権移転ですが、明細22ページの1番から23ページの5番までの合計5件でございまして、1番が公社からの買い取り、2番から3番が公社への売り渡し、4番から5番が相対による売買です。面積は5件合わせまして、田605㎡、畑13,839㎡の合計14,444㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に利用権設定の新規設定分です。明細23ページの6番から52ページの48番までで、貸し手42名、借り手38名の件数43件です。契約期間別では、6年未満が24件、6年以上10年未満が2件、10年以上が17件で、面積は43件合わせまして、田159,520㎡、畑74,284.57㎡の合計233,804.57㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、大豆、果樹、施設野菜、麦、飼料及び工芸作物です。

次に再設定分です。明細52ページの49番から87ページの157番までで、貸し手104名、借り手78名の件数109件です。契約期間別では、6年未満が78件、6年以上10年未満が4件、10年以上が27件で、面積は109件合わせまして、田305,681㎡、畑71,388㎡の合計377,069㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、施設野菜、果樹、麦、飼料です。

利用権移転からは21ページの表を用いてご説明いたします。

次に利用権移転です。こちらは明細88ページの158番で、譲渡人1名、譲受人1名の件数1件になります。契約期間別では、6年未満で、面積は田のみの199㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻です。

最後に農地利用集積円滑化団体による借り上げと転貸しです。明細88ページの159番から90ページの164番までが熊本市農業協同組合及び熊本宇城農業協同組合による借り上げ6件で、明細90ページの165番から92ページの170番が借り上げた農地の転貸し6件です。契約期間は6年未満2件、6年以上10年未満1件、10年以上3件で、面積は6件合わせまして田17,197㎡、畑5,681㎡の合計22,878㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻及び施設野菜です。

以上、1番から170番につきましては先の地区委員会で協議が行

われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第7号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願11件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは1番お願いいたします。

47番 藤本照義委員

1番につきまして、地区委員会の協議状況をご報告いたします。

1番の願い出人はお勤めの傍ら酪農業を営んでおられますが、対象農地9筆については地元委員が調査いたしましたところ、全て農地で飼料の作付けなど農業経営が行われていることを確認しておりました。

また、2番につきましても地元委員の確認により、対象農地7筆全てで大根、ネギなど露地野菜が作付けられており、農業経営が行われていることを確認いたしました。

以上2件、いずれも前回の証明から引き続き願出人より農業経営が行われているものとして地区委員会といたしましては証明することに関し何ら問題はないとの協議結果でした。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたしま

す。

続きまして3番。

3 7 番 古川盛康委員

3番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番につきましては相続税の納税猶予対象農地についての引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。願い出人は兼業農家で、現在願い出の農地を含め5反ほど耕作されており、経営内容は露地野菜や麦を栽培されております。対象農地につきましては、地元委員が現地を調査した結果、全ての農地が願い出人により耕作されており、継続して農業経営が行われていることが確認されております。地区委員といたしましては、証明書の交付に対し何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして4番。

4 4 番 志柿茂喜委員

4番と5番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願い出人はこれらの農地については主に露地野菜を栽培されており、引き続き願い出人自ら耕作を行っていることを地元農業委員が確認しております。

5番も租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。この願い出人もこれら申請農地について、主に露地野菜を栽培されており、引き続き願い出人自ら耕作を行っておられることを地元委員が確認しております。

先日の地区委員会で検討した結果、この2件の証明については何ら問題のないものと協議いたしました。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より4番、5番についてご報告がございました

が、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして6番。

45番 内田康喜委員

6番について地区委員会での協議内容についてご報告いたします。

6番は北区山室にお住まいの願い出人より相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。地区委員が願い出の農地について現地を確認いたしました。地区委員が願い出の農地について現地を確認いたしました。地区委員が願い出の農地について現地を確認いたしました。地区委員が願い出の農地について現地を確認いたしました。

地区委員会において検討した結果、証明について何ら問題はないものと協議結果でした。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして7番。

40番 西川秀文委員

7番、8番についての地区委員会での検討内容についてご報告いたします。

7番は北区の万楽寺町にお住まいの願い出人より贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。本案件は願い出地のうち1筆の農地が適切な管理がなされていなかったため、4月の総会において継続審議となった案件です。先の地区委員会で確認いたしました。問題の土地1筆については農地への復元が完了しており、証明についても何ら問題はないものとなりました。

8番は北区梶尾町にお住まいの願い出人より相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。地区委員が願い出の農地について現地の確認をいたしました。地区委員が願い出の農地について現地の確認をいたしました。地区委員が願い出の農地について現地の確認をいたしました。地区委員が願い出の農地について現地の確認をいたしました。

以上2件につきましては、地区委員会において協議した結果、証明

について何ら問題はないものと協議結果でした。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より7番、8番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きますして9番。

3番 谷口憲治委員

9番から11番についての地区委員会での審議結果をご報告いたします。

この3件は全て4月の総会において継続審議となっていた案件でございます。

9番につきましては、全7筆のうち1筆が地籍調査により他の2筆と合筆され、土地の所在がはっきりしなかったため継続審議となっております。税務署が現地調査した結果、対象地が農地であることが確認できましたので、地区委員会で協議し、全筆を証明することが妥当と判断いたしました。

10番につきましては、全16筆のうち植木町木留字笹尾前779の1の1筆について、一部に農家住宅が建っており、敷地内の配置がはっきりしなかったため継続審議としていたものでございます。税務署が現地調査した結果、農地と宅地の境界が確定いたしましたので、地区委員会で協議いたしました同筆の宅地部分438㎡と農地以外に利用されている木留字大下418の1、それから木留字那智迫865の1の3筆については、引き続き農業経営を行っているとは認められませんでした。この筆を除いて証明することが妥当だと判断をいたしました。

11番につきましては全5筆のうちの1筆が地籍調査により土地の所在がはっきりしなかったため継続審議となっておった案件でございます。これも税務署が現地調査した結果、農用地として管理されていることが確認できました。地区委員会で協議した結果、農地として認められない植木町宮原字迫ノ下539の2を除いた4筆を証明することが妥当だと判断をいたしました。

以上、地区委員会において以上の協議結果となりました。ご審議方よろしくお願申し上げます。

議長 　　ただいま、9番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、9番については願い出どおり証明することとし、次の10番は農地として利用されていない及び1筆のうちの農地として利用されていない一部の面積を除き証明することに決定します。また、11番につきましては農地として利用されていない1筆を除き証明することに決定いたします。

　　それでは追加案件の農地移動適正化あっせん基準における基準面積の変更についてを上程いたします。それでは事務局の説明を求めます。

北嶋係長 　　追加案件、農地移動適正化あっせん基準における基準面積の変更についてご説明いたします。お手元に追加案件のこちらの紙と、あと別表ということで、対照表案ということでこちらの紙をご用意しております。あと説明の前に1つ訂正をお願いいたします。別表案の右側のほうに変更後ということで項目挙げておりますが、その一番上の施設園芸のところの花弁専業となっているところの専業を、含めるとということの含むということで訂正をお願いいたします。施設園芸花弁含むと訂正をお願いいたします。

　　では説明を申し上げます。農地移動適正化あっせん基準は、農林業センサスの公表値が基準面積に反映されておりました、今回2010年農林業センサスの公表に伴い、基準面積を変更するものです。基準面積の変更においては昨年4月に熊本市農業委員会が一本されていることから、基準面積の一本化も視野に入れまして、各地区の地区委員会で協議していただきましたが、施設園芸の取り扱いと一本化には長期にわたり協議の必要があることから、今回の見直しは見送りまして、今回の変更については2010年センサスの数値を反映しておりますが、合併前の基準に沿った最小限の変更としております。追加案件の説明は以上です。

議長 　　ただいま、事務局から農地移動適正化あっせん基準における基準面積の変更について説明がありましたが、この件について何かご意見質問等ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、追加案件、農地移動適正化

あっせん基準における基準面積の変更について、当案のとおり変更いたします。

次に、第5の「その他」について、本日は特にございませぬ。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思ひますが、これに、ご異議ございませぬか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、本総会において、議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

高橋補佐 以上で、本総会に付議されました案件は、全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時55分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成25年5月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 澤田 公俊

署名委員 村上 正春

書 記 上村 幸一